

平成 3 0 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（事故対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																												
8	6 指定公共機関等 <table><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>日本通運株式会社 京都支店</td><td>(1) 災害時における貨物自動車による救助物資 及び避難者の輸送の協力</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	(略)	(略)	日本通運株式会社 京都支店	(1) 災害時における貨物自動車による救助物資 及び避難者の輸送の協力	(略)	(略)	6 指定公共機関等 <table><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>日本通運株式会社 京都支店</td><td>(1) 災害時における貨物自動車による救助物資 (削除) の輸送 (削除)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	(略)	(略)	日本通運株式会社 京都支店	(1) 災害時における貨物自動車による救助物資 (削除) の輸送 (削除)	(略)	(略)	・取組に即した文言修正																																
(略)	(略)																																														
日本通運株式会社 京都支店	(1) 災害時における貨物自動車による救助物資 及び避難者の輸送の協力																																														
(略)	(略)																																														
(略)	(略)																																														
日本通運株式会社 京都支店	(1) 災害時における貨物自動車による救助物資 (削除) の輸送 (削除)																																														
(略)	(略)																																														
3 2	5 危険物等保安措置 (略) (4) 施設の点検・補修等 消防法又は火薬類取締法 (追加) に規定する定期点検が義務となる危険物等関係施設に対し、定期点検の実施や不備項目についての改修を指導する。 (略) (追加)	5 危険物等保安措置 (略) (4) 施設の点検・補修等 消防法、火薬類取締法又は高圧ガス保安法に規定する定期点検が義務となる危険物等関係施設に対し、定期点検の実施や不備項目についての改修を指導する。 (略) (6) 高圧ガスの製造施設等に係る緊急措置の指導 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったときは、直ちに応急の措置を行うとともに、施設等のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出させるなどの適切な措置がとられるよう指導する。	・法改正に伴う文言修正																																												
6 2	■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="6">4.2 危険物等事故情報を収集・伝達する</td><td>事故原因者，事故発見者</td><td>(略)</td></tr><tr><td>事故対策本部</td><td>(略)</td></tr><tr><td>消防局</td><td>4.2.5 火薬類 (追加) に係る事故を経済産業省に報告する</td></tr><tr><td>消防局</td><td>(略)</td></tr><tr><td>国の危険物等取扱規制担当機関</td><td>(略)</td></tr><tr><td>京都府警察</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	4.2 危険物等事故情報を収集・伝達する	事故原因者，事故発見者	(略)	事故対策本部	(略)	消防局	4.2.5 火薬類 (追加) に係る事故を経済産業省に報告する	消防局	(略)	国の危険物等取扱規制担当機関	(略)	京都府警察	(略)	(略)	(略)	(略)	■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="6">4.2 危険物等事故情報を収集・伝達する</td><td>事故原因者，事故発見者</td><td>(略)</td></tr><tr><td>事故対策本部</td><td>(略)</td></tr><tr><td>消防局</td><td>4.2.5 火薬類及び高圧ガスに係る事故を経済産業省に報告する</td></tr><tr><td>消防局</td><td>(略)</td></tr><tr><td>国の危険物等取扱規制担当機関</td><td>(略)</td></tr><tr><td>京都府警察</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	4.2 危険物等事故情報を収集・伝達する	事故原因者，事故発見者	(略)	事故対策本部	(略)	消防局	4.2.5 火薬類及び高圧ガスに係る事故を経済産業省に報告する	消防局	(略)	国の危険物等取扱規制担当機関	(略)	京都府警察	(略)	(略)	(略)	(略)	・法改正に伴う文言修正
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																													
(略)	(略)	(略)																																													
4.2 危険物等事故情報を収集・伝達する	事故原因者，事故発見者	(略)																																													
	事故対策本部	(略)																																													
	消防局	4.2.5 火薬類 (追加) に係る事故を経済産業省に報告する																																													
	消防局	(略)																																													
	国の危険物等取扱規制担当機関	(略)																																													
	京都府警察	(略)																																													
(略)	(略)	(略)																																													
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																													
(略)	(略)	(略)																																													
4.2 危険物等事故情報を収集・伝達する	事故原因者，事故発見者	(略)																																													
	事故対策本部	(略)																																													
	消防局	4.2.5 火薬類及び高圧ガスに係る事故を経済産業省に報告する																																													
	消防局	(略)																																													
	国の危険物等取扱規制担当機関	(略)																																													
	京都府警察	(略)																																													
(略)	(略)	(略)																																													

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（事故対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
65	(2 火薬類事故) <pre> graph TD A[事故発生] --> B[事故原因者] A --> C[事故発見者] B --> D[警察(110)] B --> E[消防局(119) 市防災危機管理室] C --> E C --> F[事故関係防災機関] D <--> E E <--> F E --> G[国の関係機関等] E --> H[防災関係機関 (京都府医師会等)] E --> I[他市町村消防本部] E --> J[他市町村] E --> K[京都府] </pre>	(2 火薬類事故) <pre> graph TD A[事故発生] --> B[事故原因者] A --> C[事故発見者] B --> D[警察(110)] B --> E[消防局(119) 市防災危機管理室] C --> E C --> F[事故関係防災機関] D <--> E E <--> F E --> G[国の関係機関等] E --> H[防災関係機関 (京都府医師会等)] E --> I[他市町村消防本部] E --> J[他市町村] E --> K[京都府] </pre>	・連絡系統の 錯誤修正
66	(3 高圧ガス事故) <pre> graph TD A[事故発生] --> B[事故原因者 (事業者)] A --> C[事故発見者] B --> D[警察(110)] B --> E[消防局(119) 市防災危機管理室] C --> E C --> F[事故関係防災機関] D <--> E E <--> F E --> G[指定防災事業所] E --> H[京都府] E --> I[京都府高圧ガス 地域防災協議会] E --> J[国の関係機関等] E --> K[防災関係機関 (京都府医師会等)] E --> L[他市町村消防本部] E --> M[他市町村] </pre>	(3 高圧ガス事故) <pre> graph TD A[事故発生] --> B[事故原因者 (事業者)] A --> C[事故発見者] B --> D[警察(110)] B --> E[消防局(119) 市防災危機管理室] C --> E C --> F[事故関係防災機関] D <--> E E <--> F E --> G[指定防災事業所] E --> H[京都府] E --> I[京都府高圧ガス 地域防災協議会] E --> J[国の関係機関等] E --> K[防災関係機関 (京都府医師会等)] E --> L[他市町村消防本部] E --> M[他市町村] E --> N[京都府] </pre>	・法改正に伴う 連絡系統 修正

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（事故対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																								
67	(6 原子力施設以外における放射線物質による放射線障害) (図略)	(6 原子力施設以外における放射性物質による放射線障害) (図略)	・ 錯誤修正																								
68	4.2.5 火薬類 (追加) に係る事故を経済産業省に報告する (消防局) 消防局は、事業者、警察等防災関係機関から受けた情報を経済産業省へ報告するとともに、経済産業省から受けた情報を、関係防災機関等へ連絡する。 (略) (3) 国の機関 4.2.7 危険物等事故情報を府へ連絡する (国の危険物等取扱規制担当機関) (略) <table><tr><td>ア 危険物</td><td>:</td><td>消防庁</td></tr><tr><td>イ 高圧ガス、都市ガス、火薬類</td><td>:</td><td>近畿経済産業局</td></tr><tr><td>ウ 毒物・劇薬</td><td>:</td><td>厚生労働省</td></tr><tr><td>エ 原子力発電施設以外の放射線障害</td><td>:</td><td>文部科学省</td></tr></table> (略)	ア 危険物	:	消防庁	イ 高圧ガス、都市ガス、火薬類	:	近畿経済産業局	ウ 毒物・劇薬	:	厚生労働省	エ 原子力発電施設以外の放射線障害	:	文部科学省	4.2.5 火薬類及び高圧ガスに係る事故を経済産業省に報告する (消防局) 消防局は、事業者、警察等防災関係機関から受けた情報を経済産業省へ報告するとともに、経済産業省から受けた情報を、関係防災機関等へ連絡する。 (略) (3) 国の機関 4.2.7 危険物等事故情報を府へ連絡する (国の危険物等取扱規制担当機関) (略) <table><tr><td>ア危険物</td><td>:</td><td>消防庁</td></tr><tr><td>イ 高圧ガス、都市ガス、火薬類</td><td>:</td><td>近畿経済産業局</td></tr><tr><td>ウ 毒物・劇薬</td><td>:</td><td>厚生労働省</td></tr><tr><td>エ 原子力発電施設以外の放射線障害</td><td>:</td><td>原子力規制庁</td></tr></table> (略)	ア危険物	:	消防庁	イ 高圧ガス、都市ガス、火薬類	:	近畿経済産業局	ウ 毒物・劇薬	:	厚生労働省	エ 原子力発電施設以外の放射線障害	:	原子力規制庁	・ 法改正に伴う文言修正 ・ 担当修正
ア 危険物	:	消防庁																									
イ 高圧ガス、都市ガス、火薬類	:	近畿経済産業局																									
ウ 毒物・劇薬	:	厚生労働省																									
エ 原子力発電施設以外の放射線障害	:	文部科学省																									
ア危険物	:	消防庁																									
イ 高圧ガス、都市ガス、火薬類	:	近畿経済産業局																									
ウ 毒物・劇薬	:	厚生労働省																									
エ 原子力発電施設以外の放射線障害	:	原子力規制庁																									
83	■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>7.6 被災住民を京都市に受け入れる</td><td>文化市民局、保健福祉局等、子ども若者はぐくみ局</td><td>7.6.4 ボランティアと連携した支援体制の整備を行う</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> (略)	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	7.6 被災住民を京都市に受け入れる	文化市民局、保健福祉局等、子ども若者はぐくみ局	7.6.4 ボランティアと連携した支援体制の整備を行う	(略)	(略)	(略)	■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>7.6 被災住民を京都市に受け入れる</td><td>文化市民局、保健福祉局等 (削除)</td><td>7.6.4 ボランティアと連携した支援体制の整備を行う</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> (略)	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	7.6 被災住民を京都市に受け入れる	文化市民局、保健福祉局等 (削除)	7.6.4 ボランティアと連携した支援体制の整備を行う	(略)	(略)	(略)	・ 担当修正
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																									
(略)	(略)	(略)																									
7.6 被災住民を京都市に受け入れる	文化市民局、保健福祉局等、子ども若者はぐくみ局	7.6.4 ボランティアと連携した支援体制の整備を行う																									
(略)	(略)	(略)																									
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																									
(略)	(略)	(略)																									
7.6 被災住民を京都市に受け入れる	文化市民局、保健福祉局等 (削除)	7.6.4 ボランティアと連携した支援体制の整備を行う																									
(略)	(略)	(略)																									